

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、法令の遵守をはじめとした企業倫理の重要性を認識するとともに、変動する社会、経済環境に対応した迅速な経営意思の決定と、経営の健全性の向上を図ることによって株主価値を高めることを経営上の最も重要な課題の一つとして位置づけております。

その実現のために、株主の皆様やお客様をはじめ、取引先、地域社会、社員等のステークホルダーとの良好な関係を築き、現在の株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人など、法律上の機能、制度を一層強化・改善・整備しながら、コーポレート・ガバナンスを充実させていきたいと考えております。また、株主及び投資家の皆様へは、迅速かつ正確な情報開示に努めるとともに、幅広い情報公開により、経営の透明性を高めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
東日本旅客鉄道株式会社	3,704,800	25.00
りらいあコミュニケーションズ株式会社	726,000	4.90
セントラル警備保障社員持株会	714,442	4.82
三井物産株式会社	445,335	3.01
セントラルセキュリティリーグ持株会	436,570	2.95
住友商事株式会社	362,900	2.45
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	347,600	2.35
株式会社三井住友銀行	310,056	2.09
株式会社みずほ銀行	303,015	2.05
竹花 長雅	230,000	1.55

支配株主(親会社を除く)の有無	東日本旅客鉄道株式会社
-----------------	-------------

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

当社は、東日本旅客鉄道株式会社の持分法適用関連会社という位置付けにあります。同社からの事業上の制約や影響はありません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	2 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針として、支配株主等との取引条件等におきましては、他の会社と取引を行う場合と同様に契約条件や市場価格を見ながら合理的に決定しており、現時点において、当社は少数株主の保護に対する方策を適切に履行しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	10 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
鈴木 学	他の会社の出身者											
檜山 竹生	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木 学	○	該当事項はありません。	同氏は、株式会社日立製作所において、長年にわたり交通システムをはじめとする社会・産業インフラシステムの開発・営業を通じて企業組織の運営に携わられており、企業活動に関する豊富な知見を有されていることから、当社の経営全般の監督と有効な助言を頂戴することにより、コーポレートガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任しております。 また同氏は、一般株主との利益相反の生ずるおそれなく、株主共同の利益を追求するための中立・公正な立場を有しているなど、独立役員としての条件を満たしていることから、同氏を、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
檜山 竹生	○	該当事項はありません。	同氏は、長年にわたり株式会社エイビットの代表取締役社長を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有されていることから、当社の経営の監督と有効な助言を頂戴することにより、コーポレートガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任しております。なお、同氏は長年にわたり通信機器等の研究・開発に携わられ、IT技術の分野における技術者としての専門的知見を有しております。 また同氏は、一般株主との利益相反の生ずるおそれなく、株主共同の利益を追求するための中立・公正な立場を有しているなど、独立役員としての条件を満たしていることから、同氏を、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は適宜会合をもち、監査に関する情報・意見の交換や意思の疎通を図っております。また、監査役と内部監査部門は互いに連絡を密にして、内部監査に関する情報・意見の交換や意思の疎通を図っております。

監査役は常任監査役1名、社外監査役3名の計4名体制で、監査役監査基準に基づき計画的に当社及び当社グループの監査を実施しております。なお、取締役会と監査役会は、定期的に意見交換を行い、双方の意思疎通を通じて監査の実効性を高めるよう努力することとし、当社は、監査役と会計監査人ならびに監査役と監査部の連携を確保して、監査役監査が実効的に行われる環境の整備に努めることとしております。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は國井泰成氏及び鈴木努氏の2名であり、両名とも有限責任監査法人トーマツに所属しております。なお、当社は、会計監査人に対し正しい経営情報を提供し、公正不偏な立場から監査が実施される環境の整備に努めております。

内部監査部門は、社長に直結した監査部を設置して専属の部員(7名)を配置し、内部監査規則に基づき計画的に社内の各種監査(業務監査、会計監査、品質監査、情報セキュリティ監査及び内部統制監査)を実施しております。

監査部は、全体的な内部統制及び業務プロセスに係る内部統制の評価手続きの一環として、総務部門、経理部門等の内部統制部門が所管する法令遵守の推進、リスク管理、決算・財務報告書等の業務活動に対し、各種監査を行っております。監査部が実施した監査結果は、内部統制委員会などにより適時取締役及び監査役へ報告され、監査部が是正を必要と判断した不備事項については、関係部署に対し期限を定めて是正処置を求めるなど内部統制部門の管理体制強化に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
吉 村 真 琴	他の会社の出身者										△			
後 藤 啓 二	弁護士													
周 藤 晴 子	他の会社の出身者							○		○				

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉 村 真 琴	○	同氏は、当社の株主である三井物産株式会社の出身者(平成24年3月まで在籍)ですが、同社と当社の間には、警備業務委託等に係る取引が存在していません。	同氏は、長年にわたり企業組織の運営に携わられ、企業活動に関する豊富な知見を有していることから、経営全般の監視と有効な助言を期待し、社外監査役として選任しております。 また同氏は、一般株主との利益相反の生ずるおそれなく、株主共同の利益を追求するための中立・公正な立場を有しているなど、独立役員としての条件を満たしていることから、同氏を、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
後 藤 啓 二	○	同氏は、株式会社白洋舎の社外監査役ですが、同社と当社の間には、警備業務委託等に係る取引が存在していません。	同氏は、弁護士として培われた専門的な知識・経験等を、当社の監査体制にいかしていたため、社外監査役として選任しております。 また同氏は、一般株主との利益相反の生ずるおそれなく、株主共同の利益を追求するための中立・公正な立場を有しているなど、独立役員としての条件を満たしていることから、同氏を、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
周 藤 晴 子		同氏は、当社の発行済株式の25%以上を保有する大株主である東日本旅客鉄道株式会社の財務部長ですが、同社と当社の間には、警備業務委託等に係る取引が存在していません。	同氏は、東日本旅客鉄道株式会社において長きにわたり経理、財務業務に従事し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、当社の監査においてその職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	4 名
--------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、平成17年5月26日開催の当社第33回定時株主総会終結時から役員（取締役及び監査役）の退職慰労金制度を廃止し、会社における役員の役割、及び会社と役員の相対関係に照らして、その報酬は各期の業績及び成果に見合った役員報酬へ一本化しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当社の第44期中の取締役に対する報酬は次のとおりであります。
取締役8名 総額 203,000千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針
平成28年5月26日開催の第44回定時株主総会において、取締役の報酬額は年額360,000千円以内(うち社外取締役は30,000千円以内)とすることを定めております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

専属の担当者1名を定め、社外取締役及び社外監査役のサポートに当たらせております。
なお、当社は、社外取締役及び社外監査役で構成する情報交換会を設置し、社外取締役及び社外監査役の情報交換ならびに認識の共有を図っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は取締役会以外の会議体について次のように編成し、重要な経営事項についての十分な協議、及び各部門間の業務遂行上必要な情報、意見の交換と意思の疎通及び統一を図っております。

〔経営会議〕

経営会議は取締役会の基本方針に基づき、原則として月2回開催し、社長を議長として、取締役会に付議すべき事項についての事前協議、基本的会社業務の総合的な統制及び調整、その他について審議いたします。当会議は社長、取締役をもって構成し、必要に応じて執行役員も審議に加わるものとしております。また、当会議は経営の根幹をなす重要な意思決定プロセスであるという性格に鑑み、監査役会による監査機能を強化するために監査役会の代表が出席し、有効・適切な監査が行われるようにしております。

〔執行役員会議及び統括部長会議〕

執行役員会議は取締役会の基本方針に基づき、原則として月1回開催し、社長を議長として、各執行役員が担当する業務の報告、計画及び各業務間の調整並びに各執行役員間の意思の疎通、その他について審議しております。当会議は社長、取締役及び執行役員をもって構成し、必要に応じて役員でない部長等も審議に加わるものとしております。また、当会議は業務執行に関わる重要な意思決定プロセスであるという性格に鑑み、監査役会による監査機能を強化するために監査役会の代表が出席し、有効・適切な監査が行われるようにしております。また、統括部長会議は本社在勤の執行役員と主管部長で構成し、原則として月1回開催して、業務執行の一層の円滑化を図っております。

〔内部監査〕

社長に直結した監査部を設置して専属の部員(7名)を配置し、内部監査規則に基づき計画的に社内の各種監査(業務監査、会計監査、品質監査、情報セキュリティ監査及び内部統制監査)を実施しております。

監査部は、全体的な内部統制及び業務プロセスに係る内部統制の評価手続きの一環として、総務部門、経理部門等の内部統制部門が所管する法令遵守の推進、リスク管理、決算・財務報告書等の業務活動に対し、各種監査を行っております。監査部が実施した監査結果は、内部統制委員会などにより適時取締役及び監査役へ報告され、監査部が是正を必要と判断した不備事項については、関係部署に対し期限を定めて是正処置を求めるなど内部統制部門の管理体制強化に努めております。

〔監査役監査〕

監査役は常任監査役1名、社外監査役3名の計4名体制で、監査役監査基準に基づき計画的に当社及び当社グループの監査を実施しております。なお、取締役会と監査役会は、定期的に意見交換を行い、双方の意思疎通を通じて監査の実効性を高めるよう努力することとし、当社は、監査役と会計監査人ならびに監査役と監査部の連携を確保して、監査役監査が実効的に行われる環境の整備に努めることとしております。

〔社外取締役及び社外監査役〕

社外取締役は選任しておりますが、経営監視機能の客観性及び中立性の確保は十分であると考えております。

社外監査役は3名であります。社外監査役と当社の間に、人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。社外監査役は、一般株主との利益相反の生ずるおそれなく、株主共同の利益を追求するための中立・公正な立場を有していることが望ましく、現在の3名はその条件を満たしています。現在の社外監査役の選任状況は、当社の取締役及び監査役の員数及び構成等のガバナンス上、妥当であると判断しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は取締役会、監査役会及び会計監査人を設置する機関設計を基本とし、本報告書提出日現在の取締役は10名(うち社外取締役2名)、監査役は4名(うち社外監査役3名)の体制で臨んでおります。取締役会は月1回の定例取締役会のほか、必要に応じ機動的に臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の状況を逐次監督しております。当社の規模等に鑑み取締役会の機動性を重視し、取締役10名の体制を採るとともに、運営面では、構成員である各取締役が各々の判断で意見を述べられる独立性を確保し、その効果を得ております。また、取締役会には社外監査役3名を含む監査役4名も出席し、取締役の職務執行を監督しております。

また、当社は平成17年5月26日の第33回定時株主総会終結後の取締役会で執行役員制度導入に関する一連の社内規則を決議し、同日より執行役員制度を実施いたしました。このことにより、当社役員を経営判断を行う会社法上の取締役と業務執行を担う執行役員に分離し、責任の明確化を図り、取締役会及び取締役の活性化並びに意思決定の迅速化を図って参りました。なお、取締役会以外の会議体については次のように編成し、重要な経営事項についての十分な協議、及び各部門間の業務遂行上必要な情報、意見の交換と意思の疎通及び統一を図っております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の早期発送につきましては、連結決算作業及び原案作成・決済手続の早期化を図り、早期発送に向けて最大限の努力を行って参る方針であります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は2月決算会社であり、毎年5月の第4木曜日を定時株主総会の開催予定日としております。従いまして、結果的に最も集中する6月からは1ヶ月早く実施しており、集中日を回避するかたちとなっております。
電磁的方法による議決権の行使	電磁的方法による議決権の行使につきましては、現在検討中であります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームも含めた電磁的方法による議決権の行使につきましては、現在検討中であります。なお、定時株主総会の招集通知を株主に発送すると同時に、当社ホームページにも掲載し、株主の議決権行使にかかる環境整備の一貫としております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知(要約)の英文での提供につきましては、現在検討中であります。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーの作成・公表は行っておりません。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	第44期中は平成26年6月に東京地区及び大阪地区において各1回(計2回)、それぞれ個人投資家約300名を対象に説明会を開催しました。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第44期中は平成27年4月に東京地区において、アナリスト及び機関投資家約50名を対象に説明会を開催しました。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家向けの定期的説明会の開催は、現在のところ行っておりません。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社では、TDNETでの公表資料のほか、上記の説明会での資料、動画なども掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社では、管理本部経営企画部がIRに関する業務を担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重についての規定は特に設けておりませんが、当社は、係る立場を尊重することは当然のことと認識しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、すべてのステークホルダーとの対話を尊重し、持続可能な社会の構築に積極的な役割を果たすよう取り組んでおります。 現在の取り組み状況は次のとおりです。 ア大災害発生時の警備支援活動 当社は、東京都警備業協会と災害時支援協定を締結しており、首都圏直下型地震等大災害発生時には警視庁が行う警備活動を支援する活動を行います。東京都警備協会が主催する定期的な訓練には積極的に参加しております。 イ保存水の被災地への提供 福島の大被災地に対し、現地のNPO法人を通じて保存水の提供を行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	方針等の策定は特に設けておりませんが、当社はステークホルダーに対する情報提供は当然のこととして認識しており、主なステークホルダーに対しましては、決算期毎に社長自らが訪問するなど、情報の提供及び意思の疎通を図っております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 重要

(内部統制システム構築の基本方針)

当社は、法令及び定款に基づいて事業を遂行するため、創業の理念を最高規範として社内規則を整備し、また随時見直して、規則に従った業務の執行手続きを確立する。取締役は率先して規則を遵守するとともに、社内のコンプライアンス意識の醸成をはかり、社訓を行動規範として規則を遵守するよう社員等を指導する。監査役は、取締役及び社員等の内部統制の実行を監督する。

a. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会並びに監査役及び監査役会は、法令及び定款に照らし、取締役会規則並びに監査役会規則及び監査役監査基準に基づいて取締役の職務の執行を監督する。

また、当社は社内通報制度を整備し、取締役の不正等コンプライアンス上の問題を発見した者には、その旨を監査役会に通報させる。

b. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、社内の職務の執行手続きが法令及び定款に適合するよう社内規則を定め、社員等はこれらの規則を遵守して職務を執行する。また、監査部長は社内規則に基づいて社員等の職務執行について監査を行い、その結果を代表取締役に報告する。さらに、当社は社内通報制度を整備し、社員等の不正等コンプライアンス上の問題を発見した者には、その旨を業務監査室長に通報させる。

c. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、法令に定める取締役と、専ら業務の執行に携わる執行役員を分け、取締役の職務の執行を効率的に行う体制を確保する。代表取締役は、経営会議及び取締役会を開催し、法令、定款及び取締役会規則に基づいて経営にかかわる重要な事項を審議、決定する。

また、代表取締役は、執行役員会を開催するほか、必要に応じて取締役と執行役員を含む会議を開催し、取締役と執行役員の連携を確保する。

d. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社における情報の保存及び管理については、文書規則によるほか、当社が採用する情報セキュリティマネジメントシステム・ISMS(2003年5月認証取得、2007年1月よりISO/IEC27001に移行)で定める諸手続きによる。

また、株主総会及び取締役会の議事録及び資料の保存、管理は総務部が行い、その他取締役が出席する定例会議についても事務局を担当する部課を定め、事務局担当箇所は、その議事録及び資料を保存、管理する。

e. 損失の危機の管理に関する規定その他の体制

当社は、事業の継続を妨げる危機を広範囲に予測し、それぞれの危機を対象とした管理規則等を定めて損失の発生を回避し、又は損失を軽減する。

また、実際に危機が発生し、又は発生が予想されるときには、各管理規則等に基づいて対策本部を設置するとともに、必要に応じて顧問弁護士等を含む社外の知識も動員して、損失の拡大を防止し最小限にとどめる。

f. 会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制について

経営企画部を子会社管理の担当部署とし、「関係会社管理規則」に基づき、子会社の事業が適正に行われているか定期的に報告を求め、子会社の経営内容を把握しており、子会社における経営上の重要な案件で親会社への合議・承認が必要となる事項については、関係書類の提出を求めるなど、事前協議の上、意思決定を行う。また、子会社における業務執行状況及び決算などの財務状況に関する定期的な報告を受け、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われていることを確認する。

・子会社の損失の危機の管理に関する規則その他の体制について

子会社のリスクについては、経営企画部が当社グループ全体のリスクの把握・管理を行うと共に、グループ各社は、重大なリスクが発生した場合には、直ちに当社のリスク管理担当役員及び経営企画部に報告し、当社は事案に応じた支援を行う。また、グループ各社は、各社ごとのリスク管理体制を整備する。

・子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

当社役員及び使用人を必要に応じて出向させるとともに、「関係会社管理規則」に基づき子会社の業務を所管する部署と連携し、子会社における法令及び定款に適合するための指導・支援を実施する。また、当社の監査部が、「関係会社管理規則」に基づき経営企画部と協力し、法令や定款、社内規則等への適合等の観点から、子会社の監査を実施すると共に、当社の監査役及び会計監査人は、必要に応じてグループ会社各社への調査を行い報告を求める。

・子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について

当社役員及び使用人を必要に応じて出向させるとともに、「関係会社管理規則」に基づき子会社の業務を所管する部署と連携し、子会社における法令及び定款に適合するための指導・支援を実施する。また、当社の監査部が、「関係会社管理規則」に基づき経営企画部と協力し、法令や定款、社内規則等への適合等の観点から、子会社の監査を実施すると共に、当社の監査役及び会計監査人は、必要に応じてグループ会社各社への調査を行い報告を求める。

g. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会が監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、取締役会は監査役会と協議のうえ、必要な能力を備えた、必要な人員を配置し、その職務は監査役補助の専任として専ら監査役の指揮を受け、組織上の長等の指揮権から独立したものとす。また、上記使用人の異動、評価及び賞罰等人事上の案件については、予め監査役会の同意を得ることを要する。

h. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役は取締役会において、執行役員は執行役員会において随時、担当する業務の執行状況を報告する。監査役は取締役会その他の重要な会議に出席して審議、報告を聴取し意見を述べることができるほか、その議事録の提出を求めることができるとし、当社は、監査役が監査に必要とする資料等を閲覧し、写しの提供を受ける環境を整備する。また、取締役及び社員等は、内部統制に係る重要な事項が発生又は決定したときには、速やかに監査役に報告する。

i. 子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が、子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実その他重要な事実があることを発見したときは、直ちに当社の監査役会に報告する。

j. 子会社の取締役及び監査役並びに使用人等、前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は「内部通報規則」に準じて、通報窓口は通報・相談の受付、事実確認及び調査等得知得た秘密事項を漏らすことを禁止し、漏らした場合には当社社内規則に従い処分を課す。また、いかなる場合においても、通報窓口への通報・相談者に対して、不利益な取扱いを禁止する。

k. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、必要でないと思われる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

l. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役会と監査役会は、定期的に意見交換を行い、双方の意思疎通を通じて監査の実効性を高めるよう努力する。また、当社は、監査役と会計監査人並びに監査役と監査部の連携を確保して、監査役監査が実効的に行われる環境を整備する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(基本的な考え方)

当社では、反社会的勢力による被害を防止するため、次の事項を反社会的勢力排除に向けた基本方針としております。

- (1) 反社会的勢力に対し、毅然とした態度を保持し、一切の関係を遮断する。
- (2) 反社会的勢力とは、商品およびサービスの提供その他一切の商取引を行なわない。
- (3) 反社会的勢力による不当要求等に対しては、外部機関と積極的に連携しながら組織として対応し、これを拒絶する。

(整備状況)

当社は、就業規則等の行動規範に反社会的勢力に対する基本方針を明記するとともに、全役職員への周知徹底に努めております。

また、総務部を統括部署として、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟するなど、関係機関及び顧問弁護士等との密接な連携により、不当要求が発生した場合に速やかに対処できる体制を構築し、対応方法等について対応マニュアルを整備しております。

さらに、営備請負契約書等の取引契約書に反社会的勢力の関係排除条項を明記し、反社会的勢力との商品およびサービスの提供その他一切の商取引を排除する仕組みを整備しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項